

農薬の適正使用について

—農薬危害防止運動月間にちなんで—

農林水産省農産園芸局植物防疫課農薬対策室 **おおもりまさかず**
大森正和

はじめに

農薬危害防止運動月間にちなんで、その概要を示すとともに、農薬の適正使用について、「人に対する安全確保」、「農産物の安全確保」、「環境の保全」について最近の情勢も交えて以下に述べる。

I 農薬危害防止運動について

農林水産省では、農薬の適正使用を推進するため、毎年、農薬の使用機会が多くなる時期に合わせて、6月1日から1か月間、厚生省および都道府県との共催で、農薬危害防止運動を実施している。農薬危害防止運動は、昭和28年より「有機リン剤の危害防止運動」の名称で始まり、昭和37年より「農薬危害防止運動」と名称を変えて現在に至っている。昭和28年当時は、パラチオン等急性毒性が極めて強い有機リン剤等による散布中の事故が多発したことにより、主に散布者の安全を確保する観点からマスク等の防護装備着用の推進等、安全な農薬の使用を普及する目的で運動が行われていた。こうした運動の推進により、農薬の散布中の事故は、以前に比べ大幅に減少している。

また、近年は急性毒性の強い農薬が減少する一方で、農産物の安全性や水、土壌、大気といったような生活環境の保全について社会的関心が高まる中、農薬の使用に際しては、生活環境に配慮した農薬の適正使用、残留基準を超過することのない使用方法の遵守がより一層重要となっている。

このような状況から、現在の農薬危害防止運動は、従来の農薬使用者の安全確保の推進といった目的に加え、農産物の安全、生活環境の保全といった観点からの農薬の適正使用が重要な課題となっており、内容を充実して対応しているところである。

II 人に対する安全確保

近年における農薬の散布中および誤用による中毒事故は、前述のとおり、一時期に比べ減少しているが依然と

してなくならない状況にあり、ここ数年の農薬の散布中および誤用による中毒者数は20~30人で推移している。その中毒時の発生状況を見ると、防護装備の不備、散布作業直後の飲酒、使用方法の誤り等、農薬の不適正使用に起因しているものがほとんどであり、最近では、土壌消毒剤の不適正使用による事故が目立っている。土壌くん蒸剤の取り扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守し、薬剤が揮散し、周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うことが重要である。また、昨年8月には容器不良に起因する臭化メチルによる死亡事故が発生している。死亡事故は、容器の不良により臭化メチルが漏えいしたことが原因であるが、臭化メチル等揮発性の高い農薬の保管に当たっては、住居またはそれに隣接した建物には保管しないことが安全性を確保するうえで重要である。

農薬は、それぞれの農薬ごとに、毒性試験結果等に基づいて、マスク、メガネ、防除衣等の防護装備の記載等、使用者の安全性を確保するための使用上の注意事項が農薬のラベルに記載されているので、ラベルの記載事項をよく読み、厳守することが重要であり、また、農薬は、盗難や二次的被害を防止する観点から専用の保管庫(箱)に鍵をかけて保管するなど、保管管理の徹底を図ることも重要である。

III 農作物の安全確保

農作物の安全性の確保といった問題について社会的な関心が高まっており、このような状況の中で、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準の一部をなす残留農薬基準の策定が、西暦2000年までに200農薬について基準を定める予定となっている。その策定状況は、平成4年10月27日以降、現在6回にわたり告示されており、平成9年4月現在、138農薬(基準値設定対象作物は、約130品目)について基準値が策定されている。また、平成8年6月6日には、新たに22農薬(うち国内で登録のあるものは、18農薬)を食品衛生調査会に諮問しているところである。

こうした残留農薬基準の拡充に対応して、農林水産省では、残留農薬基準の設定されたもので国内で登録のある農薬について、農薬の安全かつ適正な使用についての

指導を一層進めるため、農薬取締法に基づき、農薬の使用の時期および方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準、「農薬残留に関する安全使用基準」を定め、公表している。本基準は昭和53年までに20農薬について設定されて以降、平成3年までは改正はなかったが、残留農薬基準の拡充に対応し平成4年11月30日以降、毎年2回のペースで追加設定、削除または一部改正を行っており、平成9年4月現在、合計108農薬について策定、公表している。

こうした状況の中、平成8年9月には、厚生省が食品の残留状況を公表している。この中の平成5年度および6年度のマーケットバスケット調査の結果を見ると、検出されている農薬は少なく、また、検出された農薬のレベルもADI(1日摂取許容量)に対する比率は低く、特に問題になるような内容ではなかった。また、平成6年度の食品中の残留農薬検査結果は、調査総数が約171,000件で、このうち、残留農薬基準が設定されているものは、約117,000件であり、うち残留農薬基準を超える量の農薬が検出されたものは、25件(検査数の0.02%)となっている。この結果を見ると、国内で流通している農薬の残留レベルは低いことがわかるが、残留農薬基準に適合しない農産物については、当該農作物の回収、廃棄処理等の措置がとられており、より一層、安全使用基準等に準拠した農薬適正使用の推進が必要である。

IV 環境の保全

農薬は、意図的に環境中に散布するものであり、環境に影響のないよう十分に配慮しなければならない。農薬取締法においては、人畜、環境への影響を未然に防止するという目的から、水質についても、登録保留基準の設定や水質汚濁性農薬の指定による使用規制、水産動物の被害防止に関する安全使用基準の設定等が行われているところである。また、ゴルフ場の農薬の適正使用を図るため暫定指針の公表、立入検査の実施、指導等の強化が図られている。

平成5年12月の中央環境審議会答申「水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方について」を踏まえ、農薬による水質汚濁に起因する人畜に対する被害を未然に防止するため、各種の取り組みの強化が行われている。具体的にいえば、平成6年4月には「水産動物の被害の防止に関する安全使用基準」、「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」が設定されたほか、水質汚濁農薬としてシマジンを追加指定する

などの対応が行われている。

なお、水質汚濁にかかわる登録保留基準は、これまで水田に使用される農薬のみ設定されているが平成5年12月の中央環境審議会答申では、水田以外で使用される農薬についても、「登録保留基準の設定を推進することとし、速やかにその設定方法等について検討を進めることが必要である。」旨の指摘を受けて、現在、環境庁で検討が進められているところである。

また、平成9年3月には、環境基本法に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が、水質の汚濁にかかわる環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁にかかわるものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された。そのうち、農薬は4項目(チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,3-ジクロロプロペン)が対象となっている。

このように、環境保全の観点から、各種の取り組みがなされており、今後、さらに取り組みの強化が図られると思われる。環境取り分け水質影響に配慮した農薬の適正使用については、水質汚濁防止に関する安全使用基準において定められた使用方法その他の事項を遵守し、魚介類の被害および河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図ることが重要である。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理、水田における農薬使用時の水管理等に際しては、周辺環境に十分配慮し、水質への影響や魚介類への危害の防止に努める必要がある。

V 農薬の安全使用対策

農薬の使用に当たり、人畜、農作物、環境に対する安全を確保するため、農薬の登録制度や危害防止運動をはじめとする農薬適正使用推進対策事業の推進、環境に対する負荷を低減するための技術開発等を国、都道府県、関係団体で取り組んでいるところであり、農林水産省としては、今後も一層の安全使用対策を推進することとしている。

おわりに

農薬の取り扱いに当たっては、登録された農薬を適正に取り扱うとともに、保管・管理を徹底することが大切である。今年度の危害防止運動のポスターの標語は、「読みましょう。守りましょう。ラベル」としている。今後とも「ラベルを読み、記載内容を守る」という基本に忠実な適正使用を推進していくことが最も重要なことと考えており、関係各分野での今後のさらなる努力を期待したい。